

平成 29 年 第 3 回 定例会議

教育委員会会議録

平成29年 4 月 4 日

羽島郡二町教育委員会

平成29年 第3回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

○日 時 平成29年4月4日（火曜日）午前10時15分から午前11時20分まで

○場 所 笠松中央公民館 3階 会議室3の2

○議 題

- 第11号議案 笠松町立小中学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則について
第12号議案 笠松町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
第13号議案 平成29年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について（資料2）

○協議題

- (1) 平成29年度羽島郡町立小中学校の主任等の承認について・・・資料3
(2) 平成29年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置について・・・資料4
(3) 平成29年度羽島郡二町教育委員会の事務局の異動について・・・資料5
(4) 次回（4回）教育委員会定例会議及び学校訪問の開催について・・・資料6

○出席者

教育長	宮 脇 恭 顯
教育委員	岩 井 弘 榮
教育委員	杉 江 正 博
教育委員	久 納 万里子
育委員員	林 潤 美

○説明のために出席した者

総務課長	松 原 和 成
学校教育課長	伊 藤 直 輝
社会教育課長	平 山 義 浩

1 本日の書記

総 務 課 長(管理監) 松 原 和 成

【午前10時15分 開会】

△開会

◎**教育長** 皆様おはようございます。新しい教育委員会組織での最初の定例会ということになります。大津の事件がありました時から教育委員の関わり、教育委員会の力量、市町との連携などが懸念されて新しい制度になりました。

羽島郡にとっては子どもたちにつくことから、先生に寄り添う教育委員全員で関わっていただいていますので、このような事実はございません。例えば、学校の子どもたち

の指導についても立志塾等で先頭になってご指導していただいています。

また、教育委員が教科書採択を決定する問題についても、羽島郡教育委員会では採択の準備に関わっていただいている。

その中で、私が教育長として教育委員会の皆さんにご指導いただきながら務めたいと思いますので、以後もよろしくお願いいたします。

両町長より教育委員会の教育について報告の機会の方をつくっていただきたい。総合教育会議を開催しなくても、学校の様子を報告していただきたいというお話があり、両町長には教育委員会の内容、学校の様子も月に1回時間を取っていただいて報告したい。

今年度から指導主事1名を増やしていただき、特別支援担当指導主事の佐久間は、2年間大学院で特別支援教育の勉強をして戻ってきた。

もう一人の指導主事の野口は、英語担当で、できれば、子どもたちの個別懇談の時に英語で自分の夏休み報告をするような中学生がでてきてほしい。

主に3年4年生に相応しい英語活動を進めてもらい英語教育を充実していきたい。

本日、よろしくお願いいたします。

◎教育長 それでは、会期の決定について平成29年4月4日（火）午前10時15分、笠松中央公民館 3階 会議室3の2で平成29年第3回羽島郡二町教育委員会定例会の開催を宣した。

議事日程により会期は本日1日とする旨を会議に諮ったところ、異議なしと認め、会期は1日限りに決定した。

前回の会議録の承認について、事務局より報告をお願いいたします。

◎総務課長 前回の会議録を説明報告する。

議 題

- | | |
|--------|-----------------------|
| 第3号議案 | 教育委員会委員の辞職同意について |
| 第4号議案 | 共同設置規約の一部を改正する規約について |
| 第5号議案 | 会議規則の全部を改正する規則について |
| 第6号議案 | 事務局組織規則の一部を改正する規則について |
| 第7号議案 | 事務委任規則の一部を改正する規則について |
| 第8号議案 | 公告式規則の一部を改正する規則について |
| 第9号議案 | 公印規程の一部を改正する規程について |
| 第10号議案 | 運営規則を廃止する規則について |

協議題

- (1) 平成29年度 教育委員会年間計画（案）について
- (2) 退職校長への感謝状の贈呈について
- (3) 平成29年度 教職員の服務宣誓式（案）について
- (4) 次回（3回）教育委員会定例会議の開催（案）について

以上が、平成29年 第2回教育委員会定例会の報告でございます。

◎教育長 何かご意見等ありますか。

【意見なし】

◎教育長 それでは、前回の会議録の承認は、原案のとおり承認することといたします。

◎教育長 次に、教育長の報告について資料1を用いて説明する。

1 平成29年度のはじめに

(1) 二学期制を改訂学習指導要領へつなぐ年

柱は個別懇談へ向かう児童生徒と教職員の努力

- ・子どもたちの変化を踏まえつつ、自らの指導法を不断に見直し、改善していく。
- ・子どもの学びへの積極的関与と深い理解を促すような指導や学習環境を設定する
- ・子どもたちの発達の段階、発達の特性、子どもの学習スタイルの多様性、教育的ニーズと教科等の学習内容、単元の構成や学習の場面等に応じた指導を工夫する。

(2) コミュニティ・スクールの機能の充実

- ・地域の良さを味わうことなしに地域の支え役にはならない。
- ・学びのよさを味わうだけでは地域の支え役にならない。

(3) 年度はじめに大切にすること

- ① 二学期制の実施に伴って教育の資的改善を図ろうとしていること。
- ② 各小中学校の実態に合わせて、コミュニティ・スクールの在り方を見直していくこと。
- ③ 入学してきた児童生徒を全教職員、全児童生徒で育てる新学期とすること。
- ④ 家庭学習を中心として保護者と学校の協働の関係をつくりあげること。

(4) 年度を通して大切にすること

- ① 教職員を比較せず、よさや個性を生かす学校経営をする。
 - ② 児童生徒の命に関わることは絶えず人や方法を変えて啓発する。
- (ア) 児童生徒および教職員の交通事故防止を図る。
- (イ) 学校に空白の場所をつくらない。
- (ウ) 食物アレルギーの実態を早期に把握し、児童生徒の自立が図られるまで丁寧な指導や援助の体制を整える。
- ③ 不祥事根絶への啓発に取り組む。

2 年度末人事異動

羽島郡は転入者も多いが転出者も多いという。教職員についても同様に3年以内の教員で充足されている。県下で最も異動が早い市郡ではないかと想像する。経験豊かな教員は、「育てても育てても3年が経つと離れていってしまう。せめて何人かでも残ってくればなあ。」と感じているに違いないと思っている。中学校ばかりでなく小学校でも同様の傾向が見られ始めてきている

3 町外の小中学校への進学

町外の小中学校への就学者の増加

例年になく町立小中学校以外の学校へ入学する児童生徒が多い。岐大附属小学校か

ら連絡入学で中学校に入学する生徒もいるが、今までは50人を超える児童生徒が郡外に進学することはなかった。

岐大附属の小中学校に100人を超える児童生徒が通うことになる。

【次世代に活躍できる児童生徒を育てる】

- 1 社会環境の変化と求められる人材像
- 2 2020年以後の世界
- 3 教育の改善・充実を生み出すカリキュラム・マネジメント
 - ・何を知って何ができるか
 - ・知っていること、できることをどう使うか
 - ・どのように社会、世界と関わり良い人生を送るか
- 4 そのために今、「やれた、できた」時に褒めて、「いつでもできること」にして、よさや個性とする。
「アクティブな学び」というのは、学習形態を替えて話し合い、体験をさせればできるものではない。
発見学習、問題解決学習の機会をくり返して設けることでできるものでもない。
自ら挑戦しようとする子どもの土台づくりを丁寧にした結果である。

【各教科等を通しての学び】

- 1 現代的な諸課題に対応して求められる資質能力と教育課程
- 2 各学校で工夫・改善すべき事項
 - ① 何ができるようになるか
 - ② 何を学ぶか
 - ③ どのように学ぶか
 - ④ 子ども一人一人の発達をどのように支援するか
 - ⑤ 何が身についたか
 - ⑥ 実施するために何が必要か

【29年度に向けて】

- 1 低学年を叱って育てる時代ではない
- 2 小学校に入学したときに、保護者が役割を理解し、児童が一人でできるようになるまで丁寧に関わって貰えるようにする。
- 3 運動を休日にしていない児童がいないか？

【二学期制の充実と改訂学習指導要領の実施へのスムーズなつなぎの年度】

- 1 二町教委の基本目標
- 2 実態と願い
- 3 二学期制の導入と教育の資的改善
- 4 三者懇談
- 5 立志塾の開催（学級や学校をリードする強い意志をもつリーダーの育成）
- 6 社会に開かれた学校づくり（コミュニティ・スクールの整備）
- 7 教職員の資質向上

- 8 二学期制の出口
- 9 教職員の向かう姿
- 10 次世を担う児童生徒の育成（新しい学習指導要領の理解やその指導の在り方への緩やかなつなぎ）
- 11 学校にすることが楽しいと感じる教職員

【主体的・対話的な深い学びの実現】

1 「主体的・対話的な深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けるようにする。

(1) 主体的・対話的な深い学びの内容

- ① 子ども自身が興味をもって積極的に取り組むとともに学習活動を自ら振り返り意味づけたり、身についた資質能力を自覚したり、共有したりする。
- (2) 子ども同士の協働、教員や地域の人との対話、先哲の考え方を手がかりに考えること等を通じ、自己の考え方を広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
- ② 身につけた知識や技能を定着させるとともに、物事の多面的で深い理解に至るために多様な表現を通じて、教員と子ども、子ども同士が対話し、それによって思考を深めていく。
- (3) 各教科で習得した知識や考え方を活用し、問いを見いだして解決したり、自己の考えを形成し表したり、思いを基に構想、創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。
- ③ 各教科等で習得した知恵や考え方を実際に活用して、問題解決に向けた探求を行う中で、資質能力の3つの柱に示す力が総合的に活用・発揮される場面が設定されることが重要である。この中で教える場面と子どもたちに思考・判断・表現させる場면을効果的設計し関連させながら指導していく。

2 主体的・対話的な深い学びを実現させるもの

- ・子どもたちの変化等を踏まえつつ、自ら指導法を不断に見直し、改善していくこと。
- ・子どもの学びへの積極的関与と深い理解を促すような指導や学習環境の設定。
- ・子どもたちの発達の段階、発達の特性、子どもの学習スタイルの多様性、教育的ニーズと教科等の学習内容、単元の構成や学習の場面等に応じた指導。

【羽島郡を担う指導生徒の育成の土台と生徒指導】

- 1 やりたくないことを作らない。
- 2 暴力を誰かから受けた経験のある子供は、先生は暴力をしないことを良く知っている。
- 3 学級に特別な集団を作らない。
- 4 保護者が子どもを育てる両輪だと共通理解を図る

【入学してきた児童生徒に全教職員、学校の児童生徒全員であたる新学期（スムーズなつながり）】

- 1 1年生の特質
- 2 個性の発揮
- 3 個性として創り上げていく努力
- 4 つなぐ指導と切る指導
- 5 ほめるときや叱るときのポイント
- 6 学級がうまく機能しない状況
- 7 入学した児童が、学校に来るよさ、みんなと活動するよさを学ぶには

【三者懇談の充実（自分を語るができることをどのように保証するか）】

- 1 児童生徒に蓄えさせる具体的な資料
- 2 客観的な資料の整え方
- 3 配慮すること

【三者懇談への取組の改善（スムーズなつながり）】

- 1 二学期制の導入と教育の資的改善
- 2 援助する教師のあり方
- 3 三者懇談（児童生徒が届ける通知表）
- 4 教師のことば（日常の指導全般に）
- 5 教師のことば（授業で使ってみよう）
- 6 教師のことば（学年の発達段階を考慮して）
- 7 教師のことば（説明でつかってみよう）

【新しい時代と社会に開かれた教育課程】

- 1 「学校」の意義
- 2 社会に開かれた教育課程
- 3 社会に開かれた教育課程で大切にすること
- 4 改訂に向けての課題
- 5 人生を主体的に切り拓くための学び
- 6 学習プロセス等の重要性
- 7 資質・能力の要素

【これからのコミュニティ・スクールのあり方】

- 1 学校運営協議会
- 2 コミュニティ・スクールの現行の機能
- 3 総合的な推進方策について
- 4 学校の教育目標具現に生きる支援体制の整備（今後へ期待）

【なぜ個別懇談を切り口とするか】

- 1 教職員の果たす役割と子どもの発達
- 2 子どもの発達の課題

- 3 なぜ個別懇談なのか（子どもの成長の視点から）
- 4 （教職員の資質向上の視点から）

以上でございます。

議題

△第11号議案 笠松町立小中学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則について

◎**教育長** 次に、第11号議案 笠松町立小中学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則について議題といたします。事務局より説明を願います。

◎**総務課長** 笠松町立小中学校体育施設開放に関する規則（昭和53年郡四町教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び笠松中学校屋外運動場」を「、笠松中学校屋外運動場及びテニスコート」に改める。

第8条第1項中「使用する日の7日前までに」を「笠松町公共施設予約システムの運用等に関する規則（平成29年笠松町施行規則第1号）第13条第2項の規定に基づき」に改める。この規則は、平成29年2月16日から施行する。以上でございます。

◎**教育長** 何かご意見等ありますか。

◎**久納委員** 笠松町公共施設利用使用料減免申請書の「いただたく」ではなく「いただきたく」ではないのか。

◎**総務課長** 確認しましたら、「いただきたく」でございます。

◎**教育長** その他ご意見はありますか。それでは、第11号議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎**教育長** ご異議なしと認め、第11号議案は原案のとおり決することといたします。

△第12号議案 笠松町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

◎**教育長** 次に、第12号議案 笠松町体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について議題といたします。事務局より説明を願います。

◎**総務課長** 笠松町体育施設条例施行規則（昭和58年郡四町教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中笠松町体育施設管理委任規則の次に（昭和58年郡四町委規則第4号）を加える。

第5条第1項中緑地公園内運動場の次に・笠松町緑地公園内テニスコートを加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、教育委員会が必要と認めるとき、体育館の卓球場及び笠松町緑地公園内テニスコートについては、この限りでない。

第5条第2項を削る。

第7条第1項中「笠松町体育施設使用許可申請書（様式第1号）により使用日の属する月の2か月前の月の16日から使用日の前日までに、」を「笠松町公共施設予約システムの運用等に関する規則（平成29年笠松町規則第1号）第12条第2項の規定に基づき、笠松町公共施設使用許可申請書（様式第1号）を」に、「申し込み手続き」を「申込手続」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「笠松町体育施設使用許可書（様式第2号）」を「笠松町公共施設使用許可書（様式第2号）」に改め、同項ただし書を削る。

第9条第1項中「笠松町体育施設使用許可変更（取り消し）申請書（様式第5号）」を「笠松町公共施設使用許可変更（取り消し）申請書（様式第5号）」に改め、同条第3項中「笠松町体育施設使用許可変更（取り消し）許可書（様式第6号）」を「笠松町公共施設使用許可変更（取り消し）許可書（様式第6号）」に改める。

第11条第1項中「笠松町体育施設使用料減免申請書（様式第1号）」を「笠松町公共施設利用使用料減免申請書（様式第1号）」に改め、同条第3項中「笠松町体育施設使用料減免決定通知書（様式第2号）」を「笠松町公共施設利用使用料減免決定通知書（様式第2号）」に改める。

第12条第2項中「笠松町体育施設使用料返還請求書兼領収書（様式第7号）」を「笠松町公共施設使用料返還請求書兼領収書（様式第7号）」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第3号を削る。

様式第5号中「笠松町体育施設」を「笠松町公共施設」に改める。

様式第6号中「笠松町体育施設使用許可」を「笠松町公共施設使用許可」に改める。

様式第7号中「笠松町体育施設」を「笠松町公共施設」に改める。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。

◎教育長 何かご意見等ありますか。

【意見なし】

◎教育長 それでは、第12号議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎教育長 ご異議なしと認め、第12号議案は原案のとおり決することといたします。

△第13号議案 平成29年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

◎**教育長** 次に、第13号議案 平成29年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

◎**学校教育課長** 資料2をご覧ください。

平成29年4月1日付け羽島市教育委員会教育長より標記の件について依頼がありました。平成30年度使用小学校用図書の採択にあたっては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」（昭和38年12月21日法律第182号）及び「教科用図書採択地区の設定（昭和44年4月26日岐阜県教育委員会告示第4号）」に基づき、「平成29年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会」を設置し、採択の議決が必要であるためでございます。

P31には、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約案が、掲載してございます。新たに小学校道徳が追加されたものでございます。案のとおり議決いただきましたら、P34の議決書を5月12日までに羽島市教育委員会教育長宛に送付する予定です。改めて改善する内容はございませんでした。この内容について審議していただき、議決をお願いいたします。

◎**教育長** 教育委員会として議決をしていただきたいということでございます。ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、第13号議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎**教育長** ご異議なしと認め、第13号議案は原案のとおり決することといたします。

協議題

- △（1） 平成29年度羽島郡町立小中学校の主任等の承認について
- △（2） 平成29年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置について
- △（3） 平成29年度羽島郡二町教育委員会の事務局の異動について

◎**教育長** 次に、協議題1は「平成29年度羽島郡町立小中学校の主任等の承認」及び協議題2は「平成29年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置」並びに協議題3は「平成29年度羽島郡二町教育委員会の事務局の異動」についてを一括議題といたします。事務局より説明をお願いします。

◎**学校教育課長** 資料3・4・5をご覧ください。

資料1は、平成29年度 羽島郡小・中学校長・教頭・教務主任等一覧表でございます。

資料2は、平成29年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置でございます。

資料3は、平成29年度羽島郡二町教育委員会の事務局の異動でございます。

平成29年度の各小中学校の校長・教頭等の氏名及び平成29年度羽島郡二町教育委員会

への転入者並びに羽島郡二町教育委員会からの転出者でございます。

以上でございます。

◎**教育長** ご意見等ございますか。

【意見なし】

◎**教育長** それでは、協議題（１）・（２）・（３）について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり。）

◎**教育長** ご異議なしと認め、協議題（１）・（２）・（３）は原案のとおり承認することといたします。

△（４）次回（４回）教育委員会定例会議及び学校訪問の開催について

◎**教育長** 次に、協議題（４）次回（４回）教育委員会定例会議及び学校訪問の開催についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

◎**総務課長** 昨年の定例会は、５月１７日（火）に岐阜県立羽島特別支援学校へ伺い、校長・教頭と意見交換会及び施設見学後に定例会を行いました。次回は何処かの小中学校で行いたいと思いますが如何なものでしょうか。

◎**岩井委員** 岐南町役場で開催し、５月２２日 月曜日 午後１時３０分どうですか。

◎**総務課長** 岩井委員さんのご意見で委員の都合はよろしいですか。

開催日は、５月２２日（月）午後１時３０分からです。開催場所は岐南町役場の会議室とします。

◎**教育長** 次回の定例会は、５月２２日（月）午後１時３０分から、岐南町役場で行いますので、よろしく願いいたします。

◎**教育長** 以上をもちまして、平成２９年３月定例教育委員会を閉会いたします。

【午前１１時２０分 閉会】